

発達障害者の就労をすすめるための 支援ガイドブック

～発達障害者の雇用と職場定着に向けて～



埼玉県マスコット「コバトン」

発達障害者は、職場の理解と少しの配慮によって、その能力を発揮し、十分に働くことができます。

この資料は、企業の皆様に発達障害について御理解いただくとともに、発達障害者の雇用や職場定着に向けた支援制度を御案内するものです。

埼玉県発達障害総合支援センター



(索 引)

- ◆ 発達障害とは …P 2
- ◆ 発達障害者と障害者手帳制度 …P 3
- ◆ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく
発達障害者の位置づけ …P 4

《助成制度・支援制度》

- ◆ 賃金の助成制度 …P 6
- ◆ 施設・設備の整備や雇用管理等を行う場合の助成制度 …P 7
- ◆ 障害者を多数雇用している事業主への支給金制度 …P 8
- ◆ 試行的な雇用支援制度 …P 9
- ◆ 埼玉障害者職業センターによる支援 …P10
- ◆ 発達障害者就労支援センターによる支援 …P11
- ◆ 発達障害者支援センターによる支援 …P12

《支援機関リスト》

- ◆ 就労相談・就労支援関係機関一覧 …P13
- ◆ 就労以外の相談支援機関一覧 …P18
- ◆ 発達障害者の一般就労に向けた訓練機関一覧 …P20

《参考資料》

- ◆ 職場で配慮が必要な発達障害者の特徴とその配慮例 …P28
- ◆ 発達障害者の強み …P31
- ◆ 主な出典 …P32

発達障害とは

発達障害は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」(発達障害者支援法第2条)と定義されています。

これらのタイプのうちどれにあたるのか、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

◆**発達障害の特性**(ただし、発達障害者の特性は重複している場合が多く、明確に以下の分類をすることは困難です。)

【出典:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「発達障害者のための職場改善に関する好事例集」】

自閉症

自閉症とは、「社会性」「コミュニケーション」「想像力」の3つの領域について発達の偏りがある障害です。現れ方や程度は人それぞれ異なります。3つの特徴の他、視覚・聴覚・味覚・嗅覚・聴覚における過敏・鈍感といった感覚の障害、靴紐が結べない、スキップや縄跳びができない等の不器用さ、集中が困難で妨害刺激の影響を受けやすい、多くの刺激から必要な刺激を選択できないといった注意障害が特徴として見られる場合があります。また、知的障害を伴わない場合は高機能自閉症と呼ぶこともあります。

アスペルガー症候群

アスペルガー症候群は、知的発達に明らかな遅れがなく、自閉症の3つの特徴のうち言語発達の遅れがあまり見られない場合とされていますが、杓子定規な文法どおりの話し方、理屈や事実関係にこだわり話が細かすぎる、感情表現や言外の意味を読み取ることが苦手等の傾向があります。

ADHD(注意欠陥多動性障害)

注意欠陥性多動性障害は、ケアレスミスが多い、注意散漫といった「不注意」、落ち着きなく動きまわる、じっとしてられないといった「多動性」、せっかち、後先を考えずに飛び出してしまうといった「衝動性」を主な特徴としています。

LD(学習障害)

学習障害は、一般的には、全般的な知的発達の遅れがないにも関わらず、読み書き能力や計算能力などの学習面の能力に限定的な障害やアンバランスさが見られることを指します。なお、これらは勉強不足からくるものではなく、視空間認知(物の見え方が違う)のためにくるのではないかとされています。

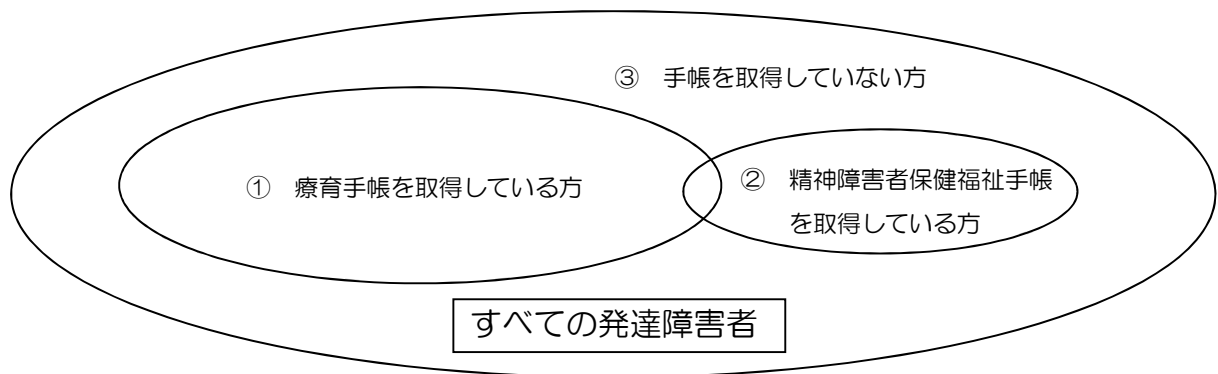
発達障害者と障害者手帳制度

発達障害者は、障害者手帳の有無又は種類によって以下のように分類され、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく制度上の取扱いが異なります。

現在、発達障害者のためだけの障害者手帳はありません。

◇ 発達障害者のうち…

- ・知的障害を伴う方
→ 「療育手帳」の取得が可能です。
- ・日常生活若しくは社会生活に制約がある方
→ 「精神障害者保健福祉手帳」の取得が可能な場合があります。



① 療育手帳を取得している方

「障害者の雇用の促進等に関する法律」による雇用義務の対象です

障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の算定対象となります

② 精神障害者保健福祉手帳を取得している方

「障害者の雇用の促進等に関する法律」による雇用義務の対象です。

※ 法改正により、平成30年4月1日から対象になりました。

障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の算定対象となります

③ 手帳を取得していない方

障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の対象となりません

◇ 発達障害者の中には、③のグループに属する以下のような方が多くいます。雇用の分野での障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務は障害者手帳を保持する人に限定されないため、職場では彼らに対してもできる限りの配慮をお願いいたします。

- ・療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得要件に当てはまらない方
- ・手帳の取得は可能だが取得したくないと考えている方
- ・発達障害の診断を受けていない方
- ・発達障害に気づいていない方

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく発達障害者の位置づけ

◆障害者雇用率制度(令和6年4月～)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、従業員40.0人以上規模の事業主は法定雇用率によって計算される法定雇用障害者数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用しなければなりません。

発達障害者も、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は算定対象となります。

【法定雇用率】

一般民間企業：2.5%、特殊法人等 2.7%、国・地方公共団体等 2.8%、
都道府県等の教育委員会 2.7%

【法定雇用障害者数の算定方法】

法定雇用障害者数 = (常用労働者数 + (短時間労働者数 × 0.5)) × 法定雇用率

【雇用障害者数の算定方法】

雇用形態 (週所定労働時間)	障害者	算定数
常用労働者 (30 時間以上)	重度身体・重度知的障害者	1 人を 2 人として算定
	身体・知的・精神障害者	1 人を 1 人として算定
短時間労働者 (20 時間以上 30 時間未満)	重度身体・重度知的障害者	1 人を 1 人として算定
	精神障害者※	1 人を 1 人として算定
	身体・知的障害者※	1 人を 0.5 人として算定
短時間労働者 (10 時間以上 20 時間未満)	重度身体・重度知的障害者	1 人を 0.5 人として算定
	精神障害者※	1 人を 0.5 人として算定

※ 精神障害者である短時間労働者 1 人を 1 人と算定して計算する特例措置、および週の所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の障害者を対象とした特例給付金があります。それぞれ要件がございますので特例給付金支給については、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課にお問い合わせください。

令和4年6月1日現在の実雇用率

全国の民間企業 2.25%

埼玉県のみ間企業 2.37% (全国 24 位)

◆雇用納付金制度

法定雇用率を下回っている事業主(従業員100人超)から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて障害者雇用納付金(不足1人につき月額5万円*)を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金(超過1人につき月額2万7千円)、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

対象は、昭和51年10月以降、常用労働者301人以上雇用する事業主としてきましたが、

平成22年7月からは常用労働者200人を超える事業主、

平成27年4月からは常用労働者100人を超える事業主に拡大されました。

法定雇用率を達成している事業主も申告が必要です。

※詳しくは(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課にお問い合わせください。

◆雇用率算定の特例

<子会社特例>

事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしていると厚生労働大臣の認定を受けた場合に限り、その子会社が雇用する労働者を親会社が雇用する労働者とみなして、実雇用率を算定できます。

親会社の要件:①親会社が子会社の意思決定機関を支配していること。

②子会社への役員派遣、従業員の出向など人的交流が密であること。

子会社の要件:①株式会社であること。

②常用雇用障害者数5人以上かつ常用労働者に占める障害者の割合が20%以上であること。

③常用雇用障害者の合計数に占める常用の重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計数の割合が30%以上であること。

④障害者のための施設・設備を改善したり、専任の指導員を配置したりして、特別な配慮を行っていること。

⑤障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められること。

<関係会社特例>

特例子会社を保有する企業が特例子会社以外のその他の子会社(関係会社)を含めて障害者雇用を進める場合で、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた場合に限り、特例子会社及び関係会社の雇用する労働者を親会社が雇用する労働者とみなして、実雇用率を算定できます。

<関係子会社特例>(企業グループ算定特例)

特例子会社が無い場合であっても、一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものに限り、企業グループ全体で実雇用率を通算できます。

<特例事業主>(事業協同組合等算定特例)

中小企業が事業協同組合等を活用して協同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについて、事業協同組合(特定組合等)とその組合員である中小企業(特定事業主)で実雇用率を通算できます。



賃金の助成制度

◆特定求職者雇用開発助成金

①特定就職困難者コース

【問合せ:各ハローワーク】

ハローワーク等の紹介で障害者(身体・知的・精神障害者)を継続して雇用したとき、賃金の一部を一定期間助成する制度です。

対象労働者の区分		支給総額	助成対象期間
短時間労働者 以外	身体・知的障害者	120万円(50万円)	2年(1年)
	重度障害者等(重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者)	240万円(100万円)	3年(1年6か月)
短時間労働者	障害者	80万円(30万円)	2年(1年)

※()内は大企業の場合の金額・期間

②発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

【問合せ:各ハローワーク】

ハローワーク等の紹介で障害者手帳を所持していない発達障害者及び難病のある人を継続して雇用したとき、賃金の一部を一定期間助成する制度です。

対象労働者の区分	支給総額	助成対象期間
短時間労働者以外	120万円(50万円)	2年(1年)
短時間労働者	80万円(30万円)	2年(1年)

※()内は大企業の場合の金額・期間

◆在宅就業障害者特例調整金・特例報奨金

【問合せ:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】

在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に仕事を発注した事業主に対し、その雇用している障害者数に応じて支給する制度です。

区分	支給額
在宅就業障害者特例調整金	事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払総額/評価額(35万円)×調整額(21,000円)
在宅就業障害者特例報奨金	事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払総額/評価額(35万円)×調整額(17,000円)

施設・設備の整備や雇用管理等を行う場合の助成制度

◆**キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)** 【問合せ:埼玉労働局 職業安定部 職業対策課】
障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主への助成金です。

◆**障害者作業施設設置等助成金** 【問合せ:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】
労働者である障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するため作業施設・作業設備の整備等を行う事業主への助成金です。
《助成率:2/3》

◆**障害者福祉施設設置等助成金** 【問合せ:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】
労働者である障害者の福祉の増進を図るため、障害特性による課題に配慮した福祉施設の整備等を行う事業主への助成金です。
《助成率:1/3》

◆**障害者介助等助成金** 【問合せ:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】
労働者である障害者の障害特性に応じた雇用管理のために必要な介助者・支援者の配置や、職場復帰に伴う措置を行う事業主への助成金です。
《助成率:3/4 他》

◆**職場適応援助者助成金(令和3年度新設)**
【問合せ:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】
職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を行う場合の助成金です。
※助成限度額は障害の種類等により異なりますので詳細はお問い合わせください。

◆**重度障害者等通勤対策助成金** 【問合せ:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】
労働者である障害者の障害特性による通勤等の課題を軽減または解消するための措置を行う事業主への助成金です。
《助成率:3/4》

◆**重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金**
【問合せ:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】
1年以上継続して10人以上の対象障害者を雇用し、かつ、1年以上継続雇用している労働者に占める対象障害者数の割合が10分の2以上の事業所であって、これら対象障害者のために事業施設等の設置・整備を行う事業主への助成金です。
※障害者を雇用する事業所としてモデル性が認められる必要があります。
《助成率:2/3 他》

障害者を多数雇用している事業主への支給金制度

◆障害者雇用調整金・報奨金

【問合せ：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】

障害者を多数雇用している事業主への支給金制度です。

	区分	支給要件	支給額
調整金	常時雇用している労働者の数が100人を超える事業主	法定雇用率(2.3%)を超えて障害者を雇用している場合に支給	1人月額 29,000円
報奨金	常時雇用している労働者の数が100人以下の事業主	各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定数を超えて障害者を雇用している場合に支給	1人月額 21,000円

試行的な雇用支援制度

◆トライアル雇用助成金

①障害者トライアルコース

【問合せ:各ハローワーク】

障害者の知識や雇用経験がないことから障害者雇用をためらっている事業主に、障害者を3か月間の試行雇用の形で受け入れてもらい、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める制度です。

トライアル雇用期間:原則3か月。ただし、テレワークによる勤務を行う者は、最大6か月まで延長可能。

支給額:対象者1人あたり月額最大4万円。精神障害者を雇用する場合は雇入れから3ヶ月間は月額最大8万円。

(精神障害者は原則6~12か月間トライアル雇用期間を設けることができますが、助成対象期間は6か月間となります。)

②障害者短時間トライアルコース

【問合せ:各ハローワーク】

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者で、3か月から12か月の期間をかけながら週20時間以上を目指して試行雇用を行う事業主に助成する制度です。

トライアル雇用期間:3か月以上、最長12か月

支給額:対象者1人あたり月額最大4万円

埼玉障害者職業センターによる支援

※利用にあたって障害者手帳の有無は問いません。

本庁舎と支援室の2つの拠点があります。

◆職業指導・職業評価(本庁舎)

就職、職場適応への希望などを把握した上で、障害特性やこれまでの状況などを整理し、就職、職場適応に必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定します。また、ご自身の特性を理解した上で、就職活動、職業選択、職場適応がより良く進められるよう相談や助言を行います。

◆ジョブコーチ支援(本庁舎)

障害者が職場で安定して働くことができるように、専門の支援員(ジョブコーチ)が事業所へ出向いて、障害者やその家族、職場の方々に対して職場適応などに関するきめ細かな支援を行う制度です。

支援期間:1~8か月(標準3か月)の範囲で個別に必要な期間を設定します。

事業主への支援例:

- ①障害に配慮した雇用管理の方法についての支援
- ②障害者との接し方、指示の与え方等効果的な指導の方法についての支援
- ③休憩時間の障害者との交流、家庭との連絡方法など

◆職業準備支援(職業準備支援室)

自分の特徴の理解や自分に合った働き方を検討するために、職業リハビリテーション計画に基づき、支援室の各種プログラム(各種講座、作業体験、事業所見学等)を通じ、就労する上で必要な知識の習得・コミュニケーション力の向上等の支援を行います。

なお、在職中、休職中の方も対象となります。詳細についてはお問い合わせください。

◆リワーク支援(復職支援)(リワーク支援室)

うつ病等により休職中の方に対して、主治医・事業主と連携しながら円滑な職場復帰のための支援を行います。発達障害がある方の利用については、総合的な状況により判断させていただいております。事前にお問い合わせの上、見学・相談をお願いします。

【問合せ:埼玉障害者職業センター(本庁舎)】

さいたま市桜区下大久保136-1

電話 048-854-3222 FAX:048-854-3260

代表メールアドレス:saitama-ctr@jeed.go.jp(本庁舎・支援室共通)

【問合せ:埼玉障害者職業センター 職業準備支援室】

さいたま市南区沼影1-20-1 武蔵浦和大栄ビル 302号室

電話:048-872-1300 FAX:048-865-5356

【問合せ:埼玉障害者職業センター リワーク支援室】

さいたま市南区沼影1-20-1 武蔵浦和大栄ビル 303号室

電話:048-872-2100 FAX:048-865-5356

発達障害者就労支援センターによる支援

◆発達障害者就労支援センター「ジョブセンター川口/草加/川越/熊谷」

【問合せ：発達障害者就労支援センター「ジョブセンター川口/草加/川越/熊谷」】

発達障害者就労支援センターでは、就労を希望する発達障害者に対して、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着支援を行っています。

オフィス環境での実践的な就労訓練を通じて、特性に対する自己理解と仕事への対応力を高め、一人一人に合った就労につなげます。

- (1)就 労 相 談:就労に関する相談を電話や個別面談で受け付けます。
- (2)職業能力評価:面接や作業体験を通じて得意不得意を見極めます。
- (3)就 労 訓 練:オフィスを模した環境で実践的なトレーニングを行います。
- (4)就職活動支援:ハローワークへの同行や企業への雇用の働き掛けを行います。
- (5)職場定着支援:就職後も職場を訪問するなどして本人と企業双方をフォローします。

ジョブセンター川口 川口市西川口 1-6-3 西川口ビル 5 階 B 号室

電話:048-299-2070

ジョブセンター草加 草加市氷川町 2101-1 シーバイオビル 3階

電話:048-929-7600

ジョブセンター川越 川越市脇田町 15-21 ジョージビルワキタ 1階

電話:049-299-4927

ジョブセンター熊谷 熊谷市桜木町 1-137 サンライズ桜木・堀口第 2 ビル 4・5 階

電話:048-501-8917

発達障害者支援センターによる支援

◆埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」の就労準備支援

【問合せ：埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」】

発達障害者支援センターは、発達障害者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。発達障害者とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。特に「まほろば」では、以下のような成人期の就労準備支援を重点的に行っています。

(1) 就労支援準備アセスメントによる支援

発達障害者や家族が就労のイメージや発達障害の特性に気づいて就労に向けた目標を整理できるよう、就労支援準備アセスメントを用いて本人に適した個別の就労準備支援を行います。

(2) 就労に係る支援手法の普及

発達障害者の就労支援を行う障害者就業・生活支援センターや市町村障害者就労センター等に対し、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」が実施する支援手法の普及研修を行います。

(3) 企業・就労支援機関等への個別支援

企業や就労支援機関等からの要望に応じて、個別相談や支援会議などを開催し、発達障害者の就職及び職場定着の支援を行います。

(4) 市町村・事業所等への巡回支援

圏域ごとに市町村や就労移行支援事業所などの発達障害者の就労支援に関わる機関に対して巡回指導を実施し、就労支援に係る研修や情報の共有等を行います。

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

川越市平塚新田字東河原 201-2 TEL049-239-3553

就労相談・就労支援関係機関一覧 ※ 障害者全般が支援の対象となります。

◆**障害者就業・生活支援センター(県内 10 か所・さいたま市を除く)**

雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を、県全域を対象に行っています。

名称	所在	電話
障害者就業・生活支援センターZAC	東松山市箭弓町 1-11-7 ハイムグランデ東松山 2 階	0493-24-5658
障害者就業・生活支援センターこだま	児玉郡美里町小茂田 756-3	0495-76-0627
埼玉北障害者就業・生活支援センター	久喜市青毛 753-1 ふれあいセンター久喜内	0480-21-3400
障害者就業・生活支援センターCSA	上尾市柏座 1-1-15 プラザ館5階	048-767-8991
障がい者就業・生活支援センター遊谷	熊谷市江南中央 1-1 熊谷市役所江南庁舎 (江南行政センター)3 階	048-598-7669
秩父障がい者就業・生活支援センターキャップ	秩父市熊木町 12-21 さやかサポートセンター内	0494-21-7171
障害者就業・生活支援センターかわごえ	川越市中台南 2-17-15 川越親愛センター相談室内	049-246-5321
東部障がい者就業・生活支援センターみらい	草加市栄町 2-1-32 ストーク草加式番館1階	048-935-6611
障害者就業・生活支援センターみなみ	戸田市新曽 1993-21 カーサ・フォルテ北戸田 1 階	048-432-8197
障害者就業・生活支援センターSWAN	新座市菅沢 1-3-1	048-480-3603

◆**市町村障害者就労センター(県内 41 か所・さいたま市含む)**

障害者の就労機会の拡大を図るため市町村が設置し、障害者やその家族の求めに応じて職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援を行っています。

名称	所在	電話
ところざわ就労支援センター	所沢市泉町 1861-1 所沢市こどもと福祉の未来館 1 階	04-2921-9200
新座市障がい者就労支援センター	新座市野火止 1-1-1 新座市役所本庁舎1階	048-477-1552
東松山市障害者就労支援センターZAC	東松山市小松原町 17-19	0493-24-5658
幸手市障害者就労支援センター	幸手市天神島 1030-1 幸手市保健福祉総合センター社会福祉課内	0480-43-6711
川越市障害者総合相談支援センター	川越市脇田本町8-1 U PLACE3階 川越市民サービスステーション内	049-293-4319
秩父障がい者就労支援センターキャップ	秩父市熊木町 12-21 さやかサポートセンター内	0494-21-7171
久喜市障がい者就労支援センター	久喜市青毛 753-1 ふれあいセンター久喜内	0480-21-3400
草加市障害者就労支援センター	草加市栄町 2-1-32 ストーク草加式番館 1 階	048-935-6611

名称	所在	電話
蕨市障害者就労支援センター	蕨市錦町 3-3-27 蕨市総合社会福祉センター内	048-432-6820
越谷市障害者就労支援センター	越谷市東越谷 1-5-6 ビジネスサポートセンター1階	048-967-2422
春日部市障害者就労支援センター	春日部市樋掘 369-1 春日部市リサイクルショップ内	048-752-7483
八潮市障がい者就労支援センター	八潮市中央 1-2-1 八潮市役所内	048-949-6317
川口市障害者就労支援センター	川口市西青木 5-2-43 クサカビル1階	048-259-3976
狭山市障害者就労支援センター	狭山市富士見 1-1-11 狭山市障害者基幹相談支援センター内	04-2937-7864
ふじみ野市障がい者総合相談支援センター	ふじみ野市大井中央 2-2-1 大井総合福祉センター3階	049-266-1186
桶川市障害者就労支援センター	桶川市坂田885-1	048-729-1255
熊谷市障害者就労支援センター	熊谷市江南中央 1-1 熊谷市役所江南庁舎 (江南行政センター)3階	048-598-7662
上尾市障害者就労支援センター	上尾市柏座 1-1-15 プラザ館5階	048-767-8991
飯能市障害者就労支援センター	飯能市新町 2-10 ジョイステ-ジ飯能 203	042-971-2020
深谷市障害者就労支援センター	深谷市本住町 12-8 深谷市ボランティア交流センター内	048-573-6561
三郷市障がい者就労支援センター	三郷市幸房 1433	048-953-1521
杉戸町障がい者就労支援センター	北葛飾郡杉戸町清地 2-9-29 杉戸町役場内	0480-33-1713
戸田市障害者就労支援センター	戸田市笹目 2-9-1 福祉作業所かがやき2階	048-471-9333
吉川市障がい者就労支援センターレゴリス	吉川市川藤14-1	048-999-6509
和光市障害者就労支援センター	和光市広沢 1-5 和光市役所内	048-424-9126
富士見市障がい者就労支援センター	富士見市鶴瀬東1-9-26 富士見市障がい者基幹相談支援センター内	049-251-2711
入間市障害者就労支援センターりぼん	入間市豊岡 1-16-1 入間市役所 B 棟3階	04-2901-7088
志木市障がい者等就労支援センター	志木市中宗岡 1-1-1 志木市役所内	048-473-1464
朝霞市はあとぴあ障害者就労支援センター	朝霞市浜崎 51-1 朝霞市総合福祉センター内	048-486-2575
児玉郡市障がい者就労支援センター	本庄市いまい台 2-43 本庄市障害福祉センター内	0495-22-3064
鴻巣市障がい者就労支援センター	鴻巣市本町 1-2-1 エルミここのすアネックス3階 (ジョブサポートここのす内)	048-577-3518

名称	所在	電話
蓮田市障がい者就労支援センター	蓮田市関山 4-5-6 ふれあい福祉センター内	048-769-7122
日高市障がい者就労支援センター 「えるむ」	日高市楡木 201 日高市総合福祉センター内	042-985-2116
鶴ヶ島市生活サポートセンター	鶴ヶ島市三ツ木 16-1 鶴ヶ島市役所6階	049-277-4116
北埼玉障がい者就労支援センター	羽生市砂山 210	048-561-0296
坂戸市障害者就労支援センター	坂戸市石井 2327-6 坂戸市福祉センター2階	049-283-6161
入間西障害者就労支援センター	入間郡毛呂山町川角 449-1 あいあい作業所内	049-295-2030
寄居町障害者就労支援センター	大里郡寄居町寄居 1180-1 寄居町役場内	048-581-2121
北本市障がい者就労支援センター	北本市本町 1-111 北本市役所内	048-594-5535
三芳町障がい者就労支援センター	入間郡三芳町藤久保 1078-3 (三芳太陽の家1階)	049-293-1870
さいたま市障害者総合支援センター	さいたま市中央区鈴谷 7-5-7	048-859-7266

◆公共職業安定所(ハローワーク)(県内 15 か所)

「職業紹介窓口」では、仕事の紹介をはじめ、どんな仕事がいいのか決められない、具体的な求職活動の仕方がわからないなど、就職に関する様々な相談を行っています。障害者専門の相談窓口で障害の特性に応じた就職支援を行っています。

名称	所在	電話	管轄区域
川口	川口市青木 3-2-7	048-251-2901	川口市、蕨市、戸田市
熊谷	熊谷市箱田 5-6-2	048-522-5656	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄 (出張所)	本庄市中央 2-5-1	0495-22-2448	本庄市、上里町、美里町、神川町
大宮	さいたま市大宮区大成町 1-525	048-667-8609	さいたま市(西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区)、 鴻巣市(旧吹上町、旧川里町をのぞく)、上尾市、桶 川市、北本市、蓮田市、伊奈町
川越	川越市豊田本 1-19-8 川越合同庁舎	049-242-0197	川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市
東松山(出張 所)	東松山市上野本 1088-4	0493-22-0240	東松山市、小川町、嵐山町、川島町、吉見町、 滑川町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
浦和	さいたま市浦和区常盤 5-8-40	048-832-2461	さいたま市(中央区・桜区・浦和区・南区・緑区)
所沢	所沢市並木 6-1-3 所沢合同庁舎	04-2992-8609	所沢市、入間市(仏子・野田・新光をのぞく)、狭山 市、三芳町
飯能 (出張所)	飯能市双柳 94-15 飯能合同庁舎	042-974-2345	飯能市、入間市(仏子・野田・新光)、日高市、毛呂山 町、越生町
秩父	秩父市下影森 1002-1	0494-22-3215	秩父市、皆野町、長瀨町、小鹿野町、横瀬町
春日部	春日部市下大増新田 61-3	048-736-7611	春日部市、久喜市、幸手市、白岡市、杉戸町、 宮代町
行田	行田市長野 943	048-556-3151	行田市、加須市、羽生市、 鴻巣市(旧吹上町、旧川里町)

名称	所在	電話	管轄区域
草加	草加市弁天 4-10-7	048-931-6111	草加市、三郷市、八潮市
朝霞	朝霞市本町 1-1-37	048-463-2233	朝霞市、志木市、和光市、新座市
越谷	越谷市東越谷 1-5-6	048-969-8609	越谷市、吉川市、松伏町

◆**埼玉労働局職業安定部職業対策課**

(さいたま市中央区新都心 11-2 TEL048-600-6209)

<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/>

埼玉労働局は国の機関で、職業対策課では障害者の雇用対策や職業指導などを行っています。

同 助成金センター

(TEL048-600-6217)

◆**公益社団法人埼玉県雇用開発協会**

(さいたま市浦和区仲町 2-16-4 第3アルクビル 4階A号室 TEL048-824-8739)

<http://www.saitama-koyou.or.jp>

障害者、高齢者等の雇用並びに就業への啓発、指導及び援助などを行っています。

◆**埼玉障害者職業センター**

(本庁舎:さいたま市桜区下大久保 136-1 TEL048-854-3222)

(職業準備支援室:さいたま市南区沼影 1-20-1

武蔵浦和大栄ビル 302号室 TEL048-872-1300)

(リワーク支援室:さいたま市南区沼影 1-20-1

武蔵浦和大栄ビル 303号室 TEL048-872-2100)

<http://www.jeed.go.jp/location/chiiki/saitama/>

障害者の職業自立のための職業相談から就職後の職場適応指導までの業務を専門的かつ総合的に行う機関として、公共職業安定所と連携し、職業相談、職業評価、職業準備支援、職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業、うつ病等による休職者を対象とした職場復帰支援(リワーク支援)などの業務を行っています。

◆**国立職業リハビリテーションセンター**

(所沢市並木4-2 TEL04-2995-1711)

<http://www.nvr.cd.jeed.go.jp>

隣接する国立障害者リハビリテーションセンターと協力して、就職を希望する障害者に対し、職業評価、職業訓練及び職業指導を一貫した体系のもとに実施するとともに、障害者の職業訓練に関する先駆的な取組及び成果の普及等を行っています。

◆**独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課**

(さいたま市緑区原山2-18-8 ホリテセンター埼玉 本館4階 TEL048-813-1112)

<http://www.jeed.go.jp/location/shibu/saitama/>

障害者雇用納付金等の申告・申請受付、各種助成金の申請受付及び障害者雇用に関する講習・啓発活動等を行っています。

◆**埼玉県障害者雇用総合サポートセンター**

(さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館1階

企業支援 TEL0120-540-271(障害者雇用ヘルプデスク) TEL048-827-0540

<http://www.koyou-support.jp/>

定着支援 TEL048-823-9020)

企業に対して障害者雇用にあたっての具体的な支援を行うほか、職場適応援助者(ジョブコーチ)を企業

へ派遣し、障害者の職場定着支援を行います。

◆**埼玉県立職業能力開発センター**

(さいたま市北区櫛引町 2-499-11 TEL048-651-3122)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0810/>

障害者が就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を身に付け雇用の促進が図られるよう、地域の企業や社会福祉法人、民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練と、施設内において知的障害者を対象とした職業訓練を実施しています。

◆**若者自立支援センター埼玉**

(川口市川口 3-2-2 川口若者ゆめワーク 3階 TEL048-255-8680)

<http://www.yisc-saitama.com/>

対人関係が苦手な就活に自信がない、なかなか内定がもらえない、ブランクが長くてきっかけがつかめないなど、「働きたいけど、働けない」状態から抜け出すきっかけを提案して、はじめの一步を踏み出すお手伝いをする就業支援施設です。

就労以外の相談支援機関一覧

◆埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

(川越市平塚新田字東河原 201-2 Tel049-239-3553・3554)

<https://www.dd-mahoroba.com/>

発達障害者及びその家族、支援者に対する生活支援及び就労支援などに関する相談と普及啓発や研修などを実施しています(さいたま市にお住まいの方は、さいたま市発達障害者支援センター(Tel048-859-7422)へお問い合わせください)。

◆埼玉県設置の保健所(県内 13 か所)

地域保健に関する広域的・専門的拠点として、感染症に関する相談 エイズなどの性感染症や肝炎ウイルスに関する相談および検査、心の健康相談等の専門的保健サービスを行っています。

名称	所在	電話	管轄区域
南部	川口市前川 1-11-1	048-262-6111	蕨市、戸田市
朝霞	朝霞市青葉台 1-10-5	048-461-0468	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
春日部	春日部市大沼 1-76	048-737-2133	春日部市、松伏町
草加	草加市西町 425-2	048-925-1551	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
鴻巣	鴻巣市東 4-5-10	048-541-0249	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
東松山	東松山市若松町 2-6-45	0493-22-0280	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村
坂戸	坂戸市石井 2327-1	049-283-7815	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
狭山	狭山市稲荷山 2-16-1	04-2954-6212	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
加須	加須市南町 5-15	0480-61-1216	行田市、加須市、羽生市
幸手	幸手市中 1-16-4	0480-42-1101	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
熊谷	熊谷市末広 3-9-1	048-523-2811	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄	本庄市前原 1-8-12	0495-22-6481	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父	秩父市桜木町 8-18	0494-22-3824	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

(市設置の保健所(さいたま市を除く))

川越市保健所 川越市小ヶ谷 817-1 電話 049-227-5101

越谷市保健所 越谷市東越谷 10-81 電話 048-973-7530

川口市保健所 川口市前川 1-11-1 電話 048-266-5557

◆国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

発達障害があっても、誇りを持って生きることができるようにお本人、御家族の方、発達障害を知りたい方、発達障害に関わる方(支援者)に対して発達障害に関する信頼のおける情報をわかりやすく提供します。

◆埼玉県立精神保健福祉センター

(北足立郡伊奈町小室 818-2)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0606/>

- ・来所による相談(要予約):(さいたま市以外の県民) 直通電話 048-723-6811
月～金(祝休日、年末年始を除く) 9:00～17:00
精神保健福祉の問題を抱える御本人・御家族に来所による面接相談を行っています。
- ・電話による相談(埼玉県こころの電話):(さいたま市以外の県民) 電話番号 048-723-1447
月～金(祝休日、年末年始を除く) 9:00～17:00
心の健康や悩みに関する電話相談を行っています。
- ・夜間休日の精神科救急医療相談:精神科救急電話 048-723-8699
月～金17:00～翌日8:30、土・日・祝日8:30～翌日8:30
夜間・休日における精神科救急医療に関する相談を電話で受け付けています。

◆発達障害の診療が可能な医療機関

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0614/iryokikanrisuto.html>

精神科などの医療機関で、発達障害の診療を受けることができます。県発達障害総合支援センターのホームページで、県内で受診が可能な医療機関を紹介しています。

発達障害者の一般就労に向けた訓練機関一覧

- ※ 発達障害者の受け入れに対応できない場合があります。
- ※ 最新の情報は、埼玉県障害者支援課ホームページでご確認ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s107/index.html>

◆主たる対象に精神障害を含む障害者就労移行支援事業所(県内 172か所)

一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労などが見込まれる者に対し、事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援などを実施します。

事業所名	市町村	所在地(大字番地)	電話番号
ウェルビー西川口センター	川口市	並木 2-11-20 フラワーメゾン安岡 1 階	048-240-6363
かわぐち就労支援事業所 詩然Ⅱ	川口市	芝 3-22-13	048-483-4733
SAKURAわらびセンター	川口市	芝新町 4-6 YS TOWER 6 階	048-260-3921
ミラトレ川口	川口市	本町4-1-8 川口センタービル	048-227-3401
サンヴィレッジ 川口センター	川口市	幸町 3-4-17 スタシオーネ1F	048-446-6278
KoKoColor(ここからー)	川口市	弥平 4-2-4 2 階 3 階	048-299-5192
ウェルビー西川口 第 2 センター	川口市	西川口 1-9-8 スカイコート西川口第5 203号	048-287-9647
西川口カルディア	川口市	西川口1-6-17 扶桑ビル6階	048-251-3001
シャローム西川口駅前	川口市	並木2-1-7 フォーバーツ並木302	048-229-4937
エメラルドマリーン	川口市	西川口 1-17-9 ジェム西川口 No.5 201	048-430-7189
アドライズ plus 蕨駅前セ ンター	川口市	芝新町 5-16 第五福ビル 2F	048-486-9671
みなのだと	川越市	笠幡 1410	049-233-2940
ウェルビー川越駅前センタ ー	川越市	脇田本町 9-16 YKビル 2 階	049-249-8070
ウェルビー川越駅前 第 2 センター	川越市	脇田町15-21 ジョージビルワキタ1階	049-299-4213
ウェルビー川越駅前 第3センター	川越市	脇田本町 9-16 YKビル 6 階	049-257-5193
Green Peas Factory	川越市	脇田本町 14-29 杉田ビル 2 階	049-293-2528
Be happiness とおり町	川越市	通町 5-4 第一山田ビル 501	049-277-5644

事業所名	市町村	所在地(大字番地)	電話番号
Cocorport 川越 Office	川越市	脇田本町 16-20 森田ビル 5 階	049-257-4213
リンクス川越事業所	川越市	砂949-8 井上ビル2階	049-293-7482
Cocorport 川越第2 Office	川越市	菅原町 20 番地 25 シンザン 2 階	049-298-5623
Cocorport 川越第3 Office	川越市	脇田本町 16-20 森田ビル 2 階	049-265-3648
ミラトレ川越	川越市	脇田本町 11-1 川越シティービル 5 階	049-257-4283
就労移行支援事業所 リンクス川越	川越市	脇田町 16-29 川越脇田ビル 4 階	049-298-4906
aloha 川越	川越市	野田町 1-6-31 矢島第 2 ビル 1F	049-238-4315
就労移行支援事業所 ルーツ川越	川越市	中原町 2-10-12 MKビル 2 階	049-299-7810
aloha 南大塚	川越市	南台二丁目 4 番地 6 サンパレスマンション 101 号室	049-293-8934
LITALICO ワークス川越	川越市	脇田本町 14-38 YKB川越 4F	049-220-3205
就労移行支援事業所 リンクス川越西口	川越市	脇田本町 10-24 藤蔵ロイヤルビル 4F	049-293-2155
ディーキャリア川越オフィス	川越市	脇田町 18-1 川越駅前ビル 4 階	049-256-9600
アバンティ	宮代町	中央 2-4-28 田口ビル 2F	0480-53-4571
多機能型事業所わっくす	春日部市	大場 1564-1	048-733-6871
ウェルビー春日部センター	春日部市	中央 1-4-6 オガワ第3ビル3階	048-884-8635
かすかべカルディア	春日部市	中央 1-43-9	048-796-0720
キャリア・サポート・パートナーズ	春日部市	中央 1-8-7 プレジデント 2F	048-812-8677
Cocorport 春日部駅前 Office	春日部市	中央 1-51-12 ハルキヤビル 3 階	048-812-4854
ア・ドマーニ春日部	春日部市	中央 1 丁目 11-1M3 ビル 3 階	048-812-4073
ニューロワークス 春日部センター	春日部市	粕壁東 1-2-19 玄養ビル 201	048-720-8243
LITALICO ワークス春日部	春日部市	中央一丁目 3 番地 3 アーバンビル 1 階	048-753-4380
ウェルビー新越谷駅前センター	越谷市	南越谷 4-11-4 セントエルモ新越谷4階	048-990-5656

事業所名	市町村	所在地(大字番地)	電話番号
カルディアこしがや駅前	越谷市	赤山本町 8-14 第一JMビル2F	048-999-6946
Cocorport 南越谷駅前 Office	越谷市	南越谷 1-20-6 高木ビル 5 階	048-971-7269
LITALICOワークス南越谷	越谷市	南越谷 1-2875-2 南越谷ローヤルコーポ 1F	048-961-6005
サムズアップワークス	越谷市	越ヶ谷 1-11-36 TOHO36 ビル 3F	048-940-6232
就労移行支援事業所 リンクス新越谷	越谷市	南越谷 4-17-5 ラメールヘライビル1F	048-940-8895
就労移行 IT スクール南越谷	越谷市	南越谷1丁目17-15 アベニュー南越谷5F	048-967-5397
ニューロワークス久喜センター	久喜市	久喜中央 1-7-9 セントラルハイツ 21 1F	0480-35-6005
ア・ドマーニ久喜	久喜市	久喜中央 1-1-7	048-053-3892
カルディアくき	久喜市	久喜東 1 丁目 3 番地 16	0480-53-6275
就労移行支援事業所 ベルワーク久喜	久喜市	久喜中央 2 丁目 4-18 イグサビル 2 階	0480-53-3731
ゆめみ野工房	松伏町	ゆめみ野東 3-14-10	048-993-1110
就労移行支援事業所 ラ・ポルタ	三郷市	早稲田 3-26-11	048-950-7315
カルディアみさと	三郷市	三郷 2-2-3 岡田ビル 4F	048-949-6605
障害福祉サービス事業所 かなで	伊奈町	西小針 6-124	048-788-2165
蕨市多機能型事業所 スマイラ松原	蕨市	錦町 3-3-27	048-444-6647
ディーキャリア蕨オフィス	蕨市	中央 1-11-2 ユーハイツ 1 階 101	048-299-7772
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市	西貝塚 148-1	048-781-2222
プラスハート	上尾市	緑丘 1-3-19	048-772-3522
チャオ上尾	上尾市	上町 1-5-5 青木ビル 3 階	048-788-5511
あしたのタネ上尾	上尾市	大谷本郷 719-1	048-783-4728
あしたのタネ上尾駅前	上尾市	谷津 2-1-37 ミキビル 3F	048-788-4770
夢工房翔裕園	鴻巣市	下谷 41	048-540-5000
かぞ花崎キャリアセンター	加須市	花崎北 1-18-2	0480-47-0378

事業所名	市町村	所在地(大字番地)	電話番号
埼玉敬愛学園・シリウス	鴻巣市	北根 617	048-594-9150
チャレジョブセンター鴻巣	鴻巣市	本町 4 丁目 3-3 東口第一ビル 2 階	048-578-8782
Agria	鴻巣市	鴻巣 1183-2	048-598-3068
ウェルビー草加駅前センター	草加市	氷川町 2101-1 シンパビル 3F	048-929-7575
キャリカ 草加	草加市	中央 1-1-12 松ロイヤルビル4階	048-954-7670
カルディアそうか	草加市	氷川町 2126-6	048-954-4697
ウェルビー草加駅東口センター	草加市	高砂 2-10-18	048-954-7803
Sunny	草加市	旭町 3-5-5 東正ビル1階・2階	048-954-8643
ディベアサポート 就労移行支援事業所	草加市	氷川町 2104-6 篠ビル 6F	048-999-5223
戸田市立福祉作業所 かがやき	戸田市	笹目 2-9-1	048-471-9331
ウェルビー朝霞台駅前センター	朝霞市	浜崎 1-3-6 ル・クール 3 階 301 号	048-486-6577
リロード	朝霞市	幸町 2-1-1 2F	048-464-7811
Cocorport 朝霞台 Office	朝霞市	東弁 1-7-30 KOYO BUILDING 4F	048-424-8439
Cocorport 北朝霞 Office	朝霞市	西原 1-4-32 ドレイク北朝霞 スカイオアシス 1 階	048-424-7342
torepal 就労移行支援事業所	志木市	上宗岡 2-14-10 2F	048-473-6780
シャローム和光	和光市	丸山台 1-10-6 志幸 21 ビル 7 階	048-451-3185
LITALICOワークス和光	和光市	本町 1-17 斎藤ビル 3F	048-450-7220
あやの郷	人間郡毛呂山町	大字川角 2196-10	049-227-9303
LITALICO ワークス所沢	所沢市	宮本町 2-11-11 MOA5 1 階	04-2929-5221
きぼう工房	所沢市	神米金 490-3	04-2990-5502
ウェルビー航空公園 駅前センター	所沢市	喜多町 17-11 マッキンレービル 1 階	04-2920-2323
シャローム所沢	所沢市	くすのき台 3-18-4 所沢 K・S ビル 4 階	04-2997-5180
スイッチ・新所沢	所沢市	松葉町 17-15 ニューアーバン第一ビル 4 階	04-2941-6628

事業所名	市町村	所在地(大字番地)	電話番号
アロハ	所沢市	星の宮 2-3-35	04-2935-4863
就労移行支援事業所ラシエ	所沢市	小手指町 1-43-3 ジョイパレス小手指102	04-2936-6167
ウェルビー所沢 プロペ通りセンター	所沢市	日吉町 8-2 プロペ所沢ビル 2F	04-2937-4343
Cocorport 所沢 Office	所沢市	くすのき台 3-4-4 シムラビル 3 階	042-937-4961
イーネクスト所沢	所沢市	東所沢和田 2-23-5-102	04-2946-8431
ディーキャリア所沢オフィス	所沢市	くすのき台 3-18-10 新明ビル 南館	04-2946-8578
Cocorport 所沢第2office	所沢市	くすのき台 1-2-1 エーワンビル 2 階	04-2968-6926
aloha 新所沢	所沢市	緑町 2-7-16 三上ビル 2 階	04-2937-6811
就労移行支援 IT スクール所沢	所沢市	くすのき台 3 丁目 1 番 2 号 中村 2F	04-2941-4081
就労移行支援事業所 COCOCARA 所沢オフィス	所沢市	くすのき台 1-10-10 TOSHI ビル 5F	04-2941-4884
多機能型事業所 あおーら飯能	飯能市	新町 2-10 ジョイステージ飯能 201 号	042-974-5836
ぽかぽかキャリア・アカデミー	飯能市	双柳 1269-3	042-978-6348
aloha 飯能	飯能市	仲町 12-10 飯能サンプラザ 4 階	042-978-5801
aloha 狭山	狭山市	南入曽 459-1	04-2937-4503
aloha 新狭山駅前	狭山市	新狭山二丁目 14 番 10 新狭山昭和ビル 1F	04-2997-9200
aloha 入間	入間市	河原町 1-25 ユーケー入間駅前ビル 1 階	04-2968-6317
就労移行支援つばさ	入間市	豊岡 1-3-22 エルドール入間 403	04-2941-5150
就労移行支援事業所大樹	入間市	高倉 5-15-23	04-2902-6857
ライフ・ワーク	ふじみ野市	上福岡 1-10-6	049-265-7641
チャレジョブセンター熊谷	熊谷市	桜木町 1-7-9 武州熊谷駅前ビル 3 階	048-578-8401
ジョブセンター熊谷	熊谷市	桜木町 1-137 サンライズ桜木・堀口第2ビル	048-501-8917
ラフィオ熊谷	熊谷市	銀座 2-33 熊谷クレセントビル 2F	048-577-8631

事業所名	市町村	所在地(大字番地)	電話番号
アクセスジョブ熊谷	熊谷市	宮前町 2-104 サルーテ熊谷 1F	048-501-6506
障害者就労支援事業所 りん	比企郡嵐山 町	志賀 469 番地 1	0493-62-1862
就労支援センターZAC	東松山市	小松原町 17-19	0493-24-1915
ワークレッスンあーとの国	東松山市	材木町 23-2	0493-23-6688
夢知無恥	行田市	斎条 870	048-557-5888
レイズアップ	行田市	前谷 504-1	048-594-6113
福祉アンテナショップ・ノア	行田市	小見 1460-1	048-501-2355
ネリア	羽生市	東 3-4-6	048-501-2536
多機能型事業所 空と雲の家福祉作業所	羽生市	常木 1104-3	048-565-1646
DreamBase	羽生市	西 3-23-10	048-578-5008
チューリップ	羽生市	上手子林 467	048-563-4060
陽	本庄市	西富田 447-2	0495-71-9097
スカイノート本庄	本庄市	見福 3-11-16	0495-71-8048
桑の実クラブ	寄居町	用土 2931-1	048-584-3848
ジョブサポートはぶたえ	深谷市	上野台 2504-1	048-571-3711
自立支援施設 武甲の森	秩父市	寺尾 1476-1	0494-24-5553
スワンエ舎新座	新座市	菅沢 1-3-1	048-480-3367
福祉工房さわらび	新座市	堀ノ内 3-4-11	048-482-5155
アークトゥルスマーリン	新座市	東 2 丁目 4 番 18 号 小倉ビル 3 階	048-487-7910
チャレジョブセンター	桶川市	若宮 1-2-16 伸光ビル 2 階	048-789-5300
アイディアル就労移行支 援	桶川市	若宮 2-33-4	048-783-3604
てんとうむし北本	北本市	北本 1-71TKビル 2F	048-507-6571
多機能型事業所ラボリ	坂戸市	薬師町 27-9	049-227-3115
ゆめの園アクト鶴ヶ島 多機能型事業所	鶴ヶ島市	上新田 256	049-287-1524

事業所名	市町村	所在地(大字番地)	電話番号
多機能型事業所 あおーら日高	日高市	高麗川一丁目 6-10	042-978-7370
ひだまり	吉川市	大字川藤 14-1	048-999-6853
Torepania トレパニア	吉川市	中曽根 2-6-11	048-984-7338
埼玉県障がい者共同作業所	さいたま市	南区鹿手袋 4-27-1	048-862-1370
ゆめの園アクト大宮 多機能型事業所	さいたま市	西区中野林 653-1	048-623-1810
多機能型事業所 あかしあの森	さいたま市	西区塚本町 3-139-1	048-625-5100
LITALICO ワークス さいたま浦和	さいたま市	中央区新中里 1-3-3 埼大通りメディカルビル 4F	048-835-3047
グリーンフィンガーズ	さいたま市	浦和区木崎 3-2-16	048-823-7772
キャリアプラス美薔(みらい)	さいたま市	浦和区高砂 1-2-1 エイベックスタワー浦和 119	048-699-6671
朗真堂	さいたま市	北区大成町 4-35-4 大宮鉄博2F	048-782-9003
ウェルビー大宮センター	さいたま市	大宮区桜木町 4-261 オフィス21ビル4階	048-640-5010
アイトライさいたまセンター	さいたま市	浦和区高砂 2-14-17 浦和マルゼンビル 3F	048-711-7467
チャレンジドジャパン 浦和センター	さいたま市	大宮区吉敷町 4-13-2 Jプロ大宮ビル4 階	048-711-7461
ミラトレさいたま	さいたま市	大宮区宮町 2-81 いちご大宮ビル 6F	048-729-6403
どっぼジョブセンター	さいたま市	北区日進町二丁目 1768番地3	048-788-1222
就労移行支援事業所 ライトハウス	さいたま市	大宮区吉敷町 1-89-6 階	048-788-1490
LITALICO ワークス大宮	さいたま市	大宮区下町 1-42-2 TS-5BLDG5F	048-658-0061
Cocorport大宮Office	さいたま市	大宮区仲町 2-25 松亀プレジデントビル 2 F	048-783-4245
ブライツさいたま	さいたま市	中央区新都心 4-15 フジコー新都心ビル 7F	048-826-5800
チャレジョブセンター浦和	さいたま市	浦和区北浦和 4-3-4 オキナヤ北浦和ビル 2 階	048-764-8497
ディーキャリア 大宮オフィ ス	さいたま市	中央区上落合 8-15-3 三進ビル3階	048-749-1758
Cocorport大宮第2Offi ce	さいたま市	大宮区宮町 1-86-1 大宮イーストビル5F	048-783-5946

事業所名	市町村	所在地(大字番地)	電話番号
Cocorport武蔵浦和Office	さいたま市	南区白幡3-10-11 細淵ビル5F	048-762-9326
バンダイナムコウィル みらいステーション さいたま	さいたま市	さいたま市浦和区仲町3-13-10 ヤギシタビル2F	048-827-5071
パスレル東大宮	さいたま市	見沼区東大宮4-9-3 藤倉ビル2階	048-871-9918
アイトライ武蔵浦和センター	さいたま市	南区別所6-4-25 NKG 別所2F・3F	048-753-9264
多機能型大谷事業所	さいたま市	見沼区大谷 1264	048-683-8440
アクセスジョブさいたま	さいたま市	見沼区東大宮5-2-13 齋藤第1ビル4F	048-797-7920
シャローム浦和	さいたま市	浦和区高砂2-6-18 No.R浦和 3F-3	048-827-1700
ゆたかカレッジ 埼玉キャンパス	さいたま市	緑区東浦和1-3 篠原ビル4階	048-711-8963
ディーキャリア 大宮第二オフィス	さいたま市	大宮区桜木町4-209 グランディ桜木ビル3階	048-729-7755
ノア	さいたま市	北区宮原町1-853-8 ウェルネスキューブ 大宮5階	048-729-7729
Kaien 大宮	さいたま市	大宮区仲町3-102-10 リーベンスハイム 大宮101	050-2018-2725
atGP ジョブトレ IT・Web 大宮	さいたま市	大宮区仲町2-25 松亀プレジデントビル4階	050-3645-6400
ディーキャリアワーク 浦和スタジオ	さいたま市	浦和区常盤4-16-9 NYY 浦和ビル4F	048-714-0414
就労移行支援 るりはり大宮	さいたま市	大宮区大成町3-513 セブンビル2F	048-606-3090
LITALICO ワークス大宮 西口	さいたま市	大宮区桜木町 2-474 グランファースト大宮 1F	048-662-1560
アドライズplus 浦和駅前センター	さいたま市	浦和区高砂2-2-2 BAIGYOKU.Sビル 3階	048-755-9665
ディーキャリア IT エキスパート 大宮オフィス	さいたま市	大宮区桜木町4-240 山崎ビル2階東	048-662-9722
ニューロワークス 大宮南センター	さいたま市	大宮区吉敷町1-62 マレーS・Tビル303	048-658-1844
多機能型事業所 ビジネスアカデミー	さいたま市	浦和区前地3-11-14 LH 浦和ビル1F	048-789-7355
ベル大宮	さいたま市	大宮区仲町 3-99-2	048-788-5245

参考資料

職場で配慮が必要な発達障害者の特徴とその配慮例(雇用におけるポイント)

発達障害者は、以下のように職場で配慮が必要な場合があります。発達障害があっても、職場で理解者に恵まれ、周囲と調和がとれる環境があれば、社会人として求められる能力を十分発揮できる可能性が広がります。企業の皆様には、発達障害を正しく理解いただき、彼らを職場に受入れていただくための環境づくりに御協力をお願いします。

発達障害者に配慮した職場環境づくりは、それほど難しいことではなく費用もほとんどかかりません。発達障害者が働きやすい職場は、他の社員にとってもよい職場環境づくりにつながり、企業に独自性や多様性を与えて新たな可能性を生み出すチャンスにもなります。

《 発達障害者に力を発揮してもらうための配慮例 》

- ◆ やるべき仕事、理由、手順、役割分担を明確にする。
- ◆ 思わぬところで悩んでいることがあるのでコミュニケーションを大切に。
- ◆ ルールや決まりを大切にするので、変更があるときは前もって伝えておく。
- ◆ 良い評価は良い仕事に繋がる。
- ◆ 注意や指示は遠慮なく、落ち着いて、具体的に。
- ◆ 刺激を少なく、集中できる環境を用意する。
- ◆ 気疲れしやすいので時々ブレイクを。
- ◆ 1人でいるのが好きな人も多いため、そっとしておいてもよい。
- ◆ 得意な仕事を見つける。
- ◆ 指示は口頭だけでなくメモやマニュアルを活用するとよい。
- ◆ 就労支援サービスを利用するなど、職場外の資源を活用する。

《 実際に行われた支援例 》

※ 以下は職場における支援・配慮の一例です。発達障害者の特徴は一人一人異なりますので、この事例によらず、個別の対応が必要となります。

種別	配慮前の状況	配慮の内容	配慮後の効果
配属部署の配慮	過去にアルバイトでレジ打ちに従事した際、お客様が並んだことに混乱してしまった。	新規に雇用する際、人事部がアルバイトでの体験を聞き、特性を見極めてデータ管理の部署に配属した。	勤怠管理のデータベースの入力、集計、統計作成などに従事し、雇用継続されている。
勤務時間の配慮	就職直後は、休憩時間を多くしないとストレスがたまり、長時間の勤務がこなせなかった。	週 12 時間勤務から始めて、徐々に就業時間を延長した。	1 年かけて週 30 時間労働まで増やし、職場定着に繋がった。
障害理解・受容による配慮	他の同僚が、発達障害のある方の考え方や行動を理解できず、対応方法に苦慮した。	幹部従業員が発達障害についての外部研修を受講し、各部署に向けて伝達研修を実施した。	発達障害の特性に関する従業員の理解が進み、発言や行動の理由を客観的に理解できるようになり、対応しやすくなった。

種別	配慮前の状況	配慮の内容	配慮後の効果
コミュニケーションの配慮	公共の場での振舞いや会話が不適切なため、クレームやトラブルが発生した。	本人に、どのように行動すればよいかを具体的に伝え、手本を見せたり会話の仕方の練習をしたりした。	振舞い、会話いづれについても適切な方法を覚え、実践できるようになった。
	連絡事項や作業指示が明確に伝わらない。暗黙のルールが理解できない。	全体朝礼後に、少人数での「ミニ朝礼」を実施した。また、掲示板を作成し、連絡事項を掲載した。	勘違いになる作業ミスが減少し、自信を持って作業できるようになった。また、集中力の持続やミスの回避に繋がった。
	仕事上の相談がうまくできず、ストレスを抱えていた。	上司が、2週間に1度 15分程度の「コミュニケーションタイム」を設け、本人と打合せする時間を確保した。	上司が悩みや作業手法の提案を聞きだして本人の問題意識やイライラを解消し、仕事が円滑に進むようになった。作業の進め方に本人の意見を取り入れ、モチベーションアップにもつながった。
	報告や質問を誰にすればよいか分からず迷ったり自己判断で進めたりするためミスが発生した。	業務ごとに担当従業員を明確にし、表を作成して分かりやすく説明した。	迷いなく決められた担当従業員に報告等ができるようになり、業務上のミスが減少した。
	アポイントをとらず取引先を訪問し、受付を通らず担当者を訪ねて怒られてしまった。それがよくないことだとは気づかなかった。	電子メールやFAXを利用したコミュニケーションをとるよう指示した。	人と対面しないで業務がすすめるようになり、理解するための時間が取れることから、トラブルは少なくなった。
休憩時間の配慮	昼食後の休憩時間をうまく過ごせず、同僚と口論などのトラブルが発生した。	ゲームを準備し、全ての従業員が休憩時間に自由に参加できるようにした。	休憩時間にリラックスできるようになり、業務に必要な計算能力等が向上し、リーダーシップを発揮する場面も見られるようになった。ゲームを通じて、ルールの順守、助言しあうなどの対人コミュニケーションが養われた。
	仕事に集中するあまり休憩のタイミングを逃し、疲労がたまって体調を崩してしまった。	1時間に1度、携帯電話のアラームを鳴らして休憩を促すようにした。	体調を崩すことも少なくなり、安定して働くことができるようになった。
休憩時間の配慮	休憩時間に話しかけてきた同僚と会話が上手く続かず、トラブルとなった。	休憩時間には読書をしたり音楽を聴いたり1人で過ごせるようにした。	人に話しかけられる機会が減り、1人で過ごすことによりストレスが緩和された。

種別	配慮前の状況	配慮の内容	配慮後の効果
職務遂行上の配慮	口頭説明だけでは指示が理解できず、ミスや忘れ、同じ質問を繰り返す傾向がみられた。	担当業務の手順書やスケジュール表を作成した。視覚に訴える表示(棚の色分け、チェック表の活用)を行った。	手順書により、業務の理解が進み、スケジュール表で自己管理ができるようになった。視覚に訴える表示により、ミスが減少し、見通しを持った取り組みができるようになった。
	返品処理作業の一つ一つの工程で過度に確認を行うため、作業能率が上がらなかった。	どの工程でどの部分を確認すべきかを明確にし、工程ごとに2回確認することを提示した。	本人がミスしないことを実感できるようになり、作業能率が大きく向上した。当初の2倍以上の処理が可能となった。
	パソコン画面の明るさ、原色系の色などの刺激が強すぎて疲れてしまい、作業が辛く感じていた。	パソコンの画面輝度を下げ、表示ウィンドウを小さくすることで刺激を弱めた。	過敏性の困難が低減され、作業が上手くいくようになった。
	「大体でいいよ」「これくらい」といった具体性に欠ける指示が続いたため、商品陳列作業の理解が進まなかった。	商品の種類、量、並べ方等を具体的に指示するようになった。	作業への理解が進み、上達した。

【主な出典:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「発達障害者のための職場改善に関する好事例集」】

発達障害者の強み

発達障害者には、職場環境の配慮が必要な半面、次のような仕事上の強みを持つ方が多くいます。これらの強みが活かせる職場に配置したり、環境への配慮をしたりすることで、彼らは持てる力を発揮できるようになります。

- 豊富な専門知識・高レベルの技術
- ルーチンワークへの高い集中力
- 独特な発想・感性
- 作業の正確さ・厳密さ
- 細部への注意力
- 遅刻・欠勤の少なさ
- 強い就業意欲
- 手先の器用さ
- 作業への論理的アプローチ
- 事実及び数字に関する記憶力
- 作業に対する持続性
- ある分野で優れた能力を発揮

主な出典

このガイドブックの作成にあたり一部抜粋または参考にした資料です。
以下はすべて無料でダウンロードできます。

- ・「発達障害のある人の雇用管理マニュアル」
(厚生労働省 発達障害者雇用促進マニュアル作成委員会)
http://www.koyoerc.or.jp/investigation_research/245.html
- ・「実践報告書 No.14 発達障害を理解するために～支援者のためのQ&A～」
(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)
<http://www.nivr.jeed.go.jp/center/report/practice14.html>
- ・「コミック版 5 障害者雇用マニュアル 発達障害者と働く(2019年8月)」
(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)
http://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/manual/emp_ls_comic05.html
- ・「発達障害者のための職場改善好事例集－平成23年度障害者雇用職場改善好事例集の入賞事例から－」
(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)
http://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/cas/h23_kaizen_jirei.html
- ・「テクノロジー(支援技術)を活用した発達障害者の就労促進・就労継続に向けた支援
等に関する調査研究」
(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)
<http://www.tetras.uitec.jeed.go.jp/research/detail?id=584>
- ・「はじめからわかる障害者雇用～事業主のためのQ&A集～」
(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)
<https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/q2k4vk000003kesx.html>



発達障害者の就労をすすめるための支援ガイドブック

【発行日（最終更新日）】

令和6年4月1日

【連絡先】

埼玉県発達障害総合支援センター

〒330-0081 さいたま市中央区新都心 1-2

電話 048-601-5551

